※ 創業支援・空き店舗等活用事業補助金

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改修工事費 の一部を補助します。

対象物件 市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗・ 空き事務所・空き家

対象事業 小売業、サービス業 (宿泊・飲食業含む)、コミュニ ティービジネス (IT関連含む)、その他これらに類 する事業。ただし、風俗営業法に定める営業など、 市長が不適当と認める事業は除きます。

対象要件 2年以上継続して営業することが見込まれることなど (着工前にご相談ください)

補助金額 改修工事費の2分の1

①市外から転入などした人で店舗面積が200㎡以上(上限300万円)

②市外から転入などした人で店舗面積が200㎡未満(上限150万円)

③上記以外のもの(上限50万円)

※ 若年者等人材育成支援事業補助金

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格な どの取得に係る費用の一部を助成します。

対象 市内に住所や事務所を有する個人事業主、または市内に 本店もしくは主たる事業所を有する法人で、4月1日時 点で18歳以上40歳未満の従業員に、業務に必要な資格 や免許取得のための研修などを受講させるもの

対象経費 企業などが負担した受験料や受講料(試験により資 格などを取得する場合は合格した場合のみ対象)

補助金額 対象経費の2分の1 (上限10万円)

※ U I Jターン移住就職奨励金

人口減少・雇用対策の一環として、UIJターンで上十三・ 十和田湖広域定住自立圏 (※) 外から本市に転入し、市内事業 所に就職した人(新卒者・公務員などを除く)に就職奨励金を 交付します。

奨励金額 1人当たり10万円 定員 10人

(※) 上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、 野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、 おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

※対象要件など、詳細についてはお問い合わせください。 いずれの補助金・奨励金も先着順で予算の範囲内となります。 申請書の様式は商工観光課窓口に備え付けてあるほか、市 ホームページからもダウンロードできます。

創業相談ルームをご活用ください

創業・起業支援の専門家が、構想・企画の 段階から創業・起業に至るまで、伴走型で皆 さんのご相談に応じます。

とき 毎月第2・4木曜日 午前10時~午後4時

ところ 十和田商工会館5階

応対者 (公財) 21 あおもり産業総合支援 センター

> インキュベーション・マネジャー 鎌田直人さん



